



JOGMEC カレント・トピックス

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

最近のペルー鉱業法制の改正動向

〈前リマ事務所長・現備蓄企画部特命調査役 迫田昌敏 報告〉

はじめに

Pedro Pablo Kuczynski 政権が発足して1年弱が経過した。ペルー鉱業における課題として、新政権発足以前から、①行政手続きの簡素化・迅速化と規制緩和、②争議対策、③違法・インフォーマル鉱業対策、が挙げられてきた。これらの課題に対する新政権の取り組みを、法制改革の観点から以下概観する。

1. 行政手続きの簡素化・迅速化と規制緩和

1.1. 探鉱段階での環境評価に関する規制緩和

探鉱段階での環境評価に関しては、これまで2008年の大統領令第020-2008-EMにより、次の2つのカテゴリーに分けて、それぞれエネルギー鉱山省(MEM)による環境関連要求事項の遂行確認が必要とされてきた。すなわち、環境に対する影響が小さいカテゴリーⅠと、影響の大きいカテゴリーⅡである。

① カテゴリーⅠ

調査により影響を受ける範囲の面積が10ha未満、試錐座数20ヶ所以下、坑道探鉱50m未満の探鉱計画。自然保護区に近いなどの特殊事情が無い限り、MEMへの環境影響報告(Declaración de Impacto Ambiental、DIA)の提出と受理のみで承認される。

② カテゴリーⅡ

調査により影響を受ける範囲の面積が10ha以上、試錐座数21ヶ所以上、坑道探鉱50m以上の探鉱計画。計画が実行される地域の詳細な環境及び社会情報を含んだ環境影響概要調査(Estudio de Impacto Ambiental Semi-Detallado、EIA-sd)が要求され、MEMにより評価され承認を得る必要がある。

上記に関し、2017年5月6日、エネルギー鉱山省は、同日付で、探鉱申請の際に必要な環境影響評価に係る新たな規則の案文を発表し、パブリックコメントを要求した。新規規則案では、活動エリア100ha、試錐座数40ヶ所、探鉱坑道100mまでの探鉱活動をカテゴリーⅠと定め、その実施に必要なとされる環境影響申告書(DIA)の審査承認を申請後60日後までに行うことや、カテゴリーⅠを超える規模や自然保護区における活動等をカテゴリーⅡと定め、その実施に必要なとされる環境影響概要調査(EIA-sd)の審査承認を最大90日後までに行うこと等が示されている。一方、

試錐座数が 20 ヶ所以下で一定の条件を満たす探鉱活動を低リスクプロジェクトとし、DIA 申請後 10 日以内に審査承認を行うことが提案されている（PDF 版 表 1～3 参照）。

新規則の提案の根拠と目的について、エネルギー鉱山省は、本案冒頭において次のように述べている。

2008 年に大統領令 020-2008-EM による「探鉱活動に関する環境規則」が公布された後、環境影響評価やその許認可に関する法的枠組み改定や、環境監査を管轄する政府機関の変更が行われたことから、探鉱活動に関しても新たな規則を制定する必要性が生じた。同令の適用期間中に施行された法制度は、環境影響評価システム法（法律第 27446 号）、同法施行規則（大統領令 019-2009-MINAM）、環境評価（SEIA）監査法（法律第 29325 号）、同法施行規則、行政プロセス実施特別措置法（大統領令 054-2013-PCM）である。

この法案に対する業界関係者や専門家の意見は以下のとおり。

元鉱山大臣の Mucho 氏は、これまで不明だった EIA-sd や DIA が承認される時期が、審査日数が明示されることによって、鉱業事業融資にもアクセスし易くなるとの考えを示した。

コンサルタント Ferrari 氏は、投資家は長い間待ってはくれず、手続きの遅延が鉱業以外の分野に投資を逃がす要因となっていると意見した上で、審査期間の短縮や諸手続きの削減を評価した。また、同法案において、各省庁間の手続きの迅速化や透明性を促す審査のデジタル化が提案されていることにも触れ、時間短縮によって探鉱を実施する企業は鉱区料や人件費等のコストを削減できるとの見通しを示した。

Pembrook Copper 社の地質専門家 Medrano 氏は、EIA-sd や DIA の承認期間短縮だけでは不十分だと意見した。

SNMPE 前会長 Galvez 氏は、案件によっては EIA-sd、DIA の承認だけではプロジェクトを開始することはできず、これら以外にも先住民事前協議等、政府が実施する諸プロセスを経なければならず、プロジェクトが行き詰る要因となっていると説明した。さらに、役所手続きの効率化・審査期間削減に対するインセンティブが存在するのと同様に、期限の不履行や遅延に対しては罰則を適用すべきだと意見した。

1.2. 最低生産不履行時の罰金規定の緩和

鉱業権所有者の義務のひとつとして最低生産不履行時の罰金規定が鉱業一般法第 38 条、第 40 条、第 41 条などにおいて定められている。同法第 38 条では、生産開始期限や年間最低生産量が、同第 40 条では最低生産不履行時に鉱業権維持手数料（または有効証明料とも、Mining Good Standing Fee、金属では 3.00US\$/ha/年）に加算される罰金額が、第 41 条では鉱業権失効の制限が、それぞれ規定されている。

直近の改正である 2008 年 6 月の行政立法第 1054 号において、鉱業権者は、鉱業権を取得した翌年から起算して 10 年目満了時までには生産を行わなければならないとされ、年間最低生産量として、金属の場合、1 haにつき 1UIT（課税単位、当時約 3,500 ソーレス、現在のレートで 1,000US\$強）が定められていた。仮に 10 年目満了時までには年間最低生産量をクリアする生産活動がなされなかった場合、11 年目から鉱業権維持手数料とは別に、年間最低生産量の 10%（すなわち金属は当時

350 ソーレス/ha/年、非金属は当時 35 ソーレス/ha/年) の罰金が課され、16 年目には鉱業権が失効することになっていた。

2008 年 6 月の行政立法第 1054 号においては、当時すでに取得済の鉱業権に関しては、鉱区期限の年数は 2009 年 1 月 1 日からカウントされるものとされていた。すなわち、現行法では、2009 年から 11 年目の 2019 年に、最低生産不履行時の罰金を科される鉱業権者が大量に出ることになり、その大多数は罰金の支払ではなく、鉱業権の放棄に走るものと予想された。新しく出された行政立法第 1320 号の施行日が 2019 年 1 月 1 日とされたのもここに理由がある。

新たに改正された当該条文では、鉱業権を取得した翌年から起算して 10 年目満了時まで生産を行わなければならないとする第 38 条はそのままに、第 40 条の最低生産不履行時の罰金額が、11～15 年目の場合、年間最低生産量の 2% (81 ソーレス/ha/年、約 25US\$/ha/年)、16～20 年目の場合、同 5% (202.5 ソーレス/ha/年、約 61US\$/ha/年)、21～30 年目の場合、同 10% (405 ソーレス/ha/年、約 123US\$/ha/年) と緩和され、31 年目で鉱業権が失効するとされた。また、第 41 条では、罰金額の 10 倍以上探鉱投資している限り、30 年目まで罰金支払いが免除される規定も残されている (PDF 版 表 4 参照)。

1.3. 環境基準の緩和

2017 年 3 月から 4 月にかけて、ペルー環境省は、水質と大気に関する新しい環境基準案を公表した。特に、La Oroya 精錬所の入札・存続問題に密接に関係する大気環境基準案は衆目の注意を引いた。

本案は、SO₂、二酸化窒素、鉛、PM2.5、PM10、一酸化炭素、オゾン等合計 10 項目のパラメータの改正を含んでいるが、特に大気に含まれる SO₂ の排出許容量を 20 μg/m³ から 250 μg/m³ へと緩和すること等が提示されており、これは La Oroya 精錬所の入札・存続問題を十分に意識した改正案と言える。一方でペルー環境省は、今回の改正はあくまでも大気の質の向上を目的としたものであり、鉛の排出許容量は変更されていないほか、PM10 に関しては 150 μg/m³ から 100 μg/m³ へと厳格化されたこと、SO₂ に関しては、ペルーにおける現行の 20 μg/m³ は世界保健機関 (WHO) が理想値として示す値だが、実際の排出許容量として適用している国は他に存在しないとコメントした。新たな排出許容量となる 250 μg/m³ は、周辺のチリ、コロンビア、メキシコと同等の排出基準となっている。

La Oroya 精錬所の入札・存続問題と大気環境基準の関係については、[カレント・トピックス No. 17-15](#) をご参照ありたい。

1.4. 探鉱活動中の付加価値税の払戻

法制度が改訂されたわけではないが、2015 年 12 月 30 日に公布された法律第 30404 号により、探鉱活動中の付加価値税 (Impuesto General a las Ventas、IGV、現在 18%) の払戻制度が、2018 年 12 月 31 日まで延長されることになった。本制度は、2002 年 1 月公布の法律第 27623 号により制定され、2006 年 12 月公布の行政立法第 963 号 (2007 年 1 月施行)、2010 年 1 月公布の法律第 29493 号 (同月施行)、2012 年 12 月公布の法律第 29966 号 (2013 年 1 月施行) により、順次延長されてきた。法律第 27623 号第 1 条によれば、本制度を利用するためには、鉱業権者は、エネルギー一鉱山省が省令に定めた一定の様式により、国と投資契約を締結する必要がある。

本制度を活用した事例として、最近、下記のケースが公にされている。

2017年5月25日、Bear Creek Mining社（本社バンクーバー）は、Corani銀・鉛・亜鉛プロジェクト（Puno州）の開発中に生じる工事及び建設費に適用される付加価値税18%の早期払戻契約を、エネルギー鉱山省及び国家民間投資促進庁 ProInversion（政府代理人）と締結したことを明らかにした。契約によると、同社は、同プロジェクトの詳細設計、許認可、建設、試運転、立ち上げなどの開発期間3年間にわたり、初期資本支出（設備投資）に関連する一定の税金を回収することができる。また、この契約は、2016年11月以降に発生した費用に遡及的に適用される。2015年7月のFSによると、同プロジェクトの初期設備投資額は625百万US\$と推定されている。同社は、現在、同プロジェクトの詳細設計のフェーズ1プログラムが2017年6月完成予定に向け順調に進行中であり、完成後の2017年第3四半期中に、主だった建設許可申請書類を当局に提出することができるだろうと述べている。さらに同社は、同プロジェクトの建設を2017年末までに決定したいと述べた。

同プロジェクトは、世界最大の未開発銀鉛床の一つと言われ、SNL社データによれば、2015年6月現在の鉱物資源量は275.76百万t、銀品位40.48g/t（銀金属量約11千t）、鉛品位0.67%（鉛金属量約1.8百万t）、亜鉛品位0.45%（亜鉛金属量約1.2百万t）。年産銀金属量13百万oz（約400t）が想定されている。

本制度に対する専門家の意見として、弁護士 Salinas 氏は、鉱業投資の回復には優遇税制も有効だが、付加価値税還付の場合、税金の還付が短期間内に行われなければ魅力がないと意見している。

2. 争議対策

Kuczynski 大統領は、2016年8月、就任直後の施政方針演説で、同政権がまず取り組むべき課題として、資源開発に絡む社会争議の解決と市民の治安安全対策を挙げた。また、2016年11月、Zavala 首相は地元紙のインタビューにおいて、鉱業プロジェクト地域において、探鉱・建設・開発段階を踏む鉱業活動に先立って、当該地域における社会・公共投資を行う、前倒しの社会・公共投資実施の制度を策定中であることを明らかにした。

以上の趣旨により制定されたのが、2017年1月に公布された行政立法第1334号である。本法では、経済開発地域における格差解消に向け、鉱業プロジェクトを含め、エネルギー鉱山省、経済財政省、首相府が優先性を認める経済活動・プロジェクト地域における、上下水道、環境、教育、医療、運輸・通信、農業関連の公共事業への融資を目的とした事前社会投資基金（Fondo de Adelanto Social、FAS）の設立が制定された。FASの業務は上記のプロジェクトへの資金調達で、資金源として、国内外からの寄付金や各セクターからの移転資金などを期待している。

2017年5月、エネルギー鉱山省のLabo 鉱山副大臣は、鉱業におけるFASの対象となるのは、FS実施中又は探鉱ステージの進んでいるプロジェクトのほか、投資が決定済みのプロジェクトなど探鉱ステージの進んだプロジェクトで、初期段階の探鉱案件や、既にCanon税の還付を受けている地域は対象とならないと述べた。また、FASのプロジェクトは、企業が個別に行う社会的投資とは別であることも併せて明らかにしている。

2017年6月、Tamayo エネルギー鉱山大臣は、Cajamarca州において、事前社会投資基金（FAS）

の初めての運用が行われたことを明らかにした。同大臣によれば、同州が実施する道路整備や農業プロジェクトに対し、同地域の社会的格差縮小を目的として、FAS の制度を通じて 100 百万ソール（約 30 百万 US\$）が融資された。同大臣は、今後も他州において、本制度の適用を行う見通しを示したほか、その際には各自治体の資金調達能力等を分析し、鉱山開発が実現した場合、将来的に自治体に配布される鉱業 Canon 税の還付金から融資額を差し引く可能性等が検討されること等を説明した。

この事例から、同基金の適用は、適用されるプロジェクトが所在する地方政府の資金調達能力に大きく影響されるものと考えられる。

また、社会争議に関する制度的な改革として、政府は 2017 年 3 月、大統領令 022-2017-PCM により、首相府の下に、社会争議対策を担当する副大臣ポストを設置した。同副大臣ポストは、地方分権（Descentralización）、社会マネジメントと対話（Gestión Social y Diálogo）、領土設定と管理（Demarcación y Organización Territorial）の 3 事務局を担当する。

3. 違法・インフォーマル鉱業対策

2012 年 3 月に公布された大統領令第 006-2012-EM において、鉱業活動が禁止されている地域で活動している鉱業活動が「違法鉱業」（Minería ilegal）、鉱業活動は禁止されていない地域だが法的手続きを踏まずに行っているものが「インフォーマル鉱業」（Minería informal）と定義された。現状では、大まかに言えば、違法鉱業は厳しい取り締まりの対象である一方、インフォーマル鉱業に対しては、飴と鞭を使い分け、合法化（Formalización）の対象となっていると言える。以下、インフォーマル鉱業合法化に対する法整備と、違法鉱業対策としての水銀規制を主として概観する。

3.1. インフォーマル鉱業対策

2012 年 4 月に施行された行政立法第 1105 号では、インフォーマル鉱業者の合法化手順を規定した。新政権は基本的にこの方針を受け継ぎつつも、2016 年 12 月、（インフォーマル）小規模・零細鉱業合法化を国益に資する事業と位置付けることや、2012 年の行政立法第 1105 号に定められる合法化プロセスの再編を目的とした行政立法第 1293 号を公布した。

新たなこの法令では、州政府エネルギー鉱山局の管轄による包括的な合法化プロセス導入や、エネルギー鉱山省内における合法化包括登録システム、合法化に係る行政メカニズムの簡素化などが定められている。なお、本合法化包括登録システムには、これまでに 2014 年の大統領令 029-2014-EM 等に基づき合法化登録を行った事業者は既に含まれている。

一方、現在まで合法化登録を行っていない小規模・零細鉱業事業者に関しては、単一の鉱区で活動し、納税者番号（RUC）を有する事業者は、2017 年 2 月 6 日から、土日祝祭日を除く 120 日の期間内に合法化登録を行うことが定められている。さらに、行政立法第 1150 号や同第 1293 号に定められる合法化プロセスや登録を行わずに活動を続ける事業者に対しては罰則が適用されること、合法化プロセスそのものの期限は、登録受付期限の終了後から 36 ヶ月までとすることが定められている。エネルギー鉱山省によると、2016 年 10 月までの 4 年間に合法化された労働者は、7 万人とみられているインフォーマル業者全体のうち 4 千人とされる。

さらに、2017年1月に公布された行政立法第1336号では、手続きの簡素化のため、合法化終了の要件と提出すべき書類としての環境マネジメントツール（Instrumento de Gestion Ambiental para la Formalización de Actividades de Pequeña Minería y Minería Artesanal、IGAFOM）を定めている。また同法では、合法化インセンティブのため、合法化登録済のインフォーマル鉱業者に対し、鉱業活動実施地域における一定の優先権（例えば鉱区授与）を与えている。

3.2. 違法鉱業対策（主に水銀規制に関して）

2016年5～9月、ペルー政府は、違法金採掘業から流出している水銀により人体や魚が汚染されているとして、Madre de Dios州のTambopata郡、Manu郡、Tahuamanu郡内の計11区に対して、環境緊急事態宣言を発令した。Pulgar-Vidal環境大臣（当時）は、違法鉱業者がアマゾン川に流す年間約40tの水銀により、同州住民の41%が水銀汚染にさらされていると述べていた。金採掘をメインとする違法鉱業における水銀使用は一般化しており、2016年8月1日付け地元紙によると、Arequipa州の小規模鉱山労働者（合法化プロセス中約9千人及びインフォーマル鉱業従事者5万人以上）の95%以上が水銀を使用しており、この水銀は隣国ボリビアから、1kg当り700ソール（約209US\$）で闇市場を通じてもたらされていると報じられている。

このような状況に対し、これより先の2015年10月、ペルー国会は法律第30352号により、水銀に関する水俣条約を承認し、同年11月、ペルー政府は大統領令第015-2015-EMにより批准、2016年1月、批准書を国連本部に寄託した。同条約は、水銀および水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約で、2013年10月、熊本市で開催された全権委任代表者会議で採択され（ペルー代表もこのとき署名を行っている）、2017年8月16日に発効する。

水俣条約批准を受け、ペルー環境省は、同条約実施のために、2016年5月、マルチセクター行動計画を設定するとともに、2016年7月、大統領令第010-2016-MINAMにより、この計画をオーソライズした。マルチセクター行動計画には、水銀供給源の確定と採掘防止、水銀製品の流通規制、水銀又は水銀化合物を使用する製造過程の規制、水銀排出源の特定と排出規制、水銀及び水銀化合物の一次保管や移動、水銀汚染地の改善措置などの行動内容、担当機関および期限が盛り込まれているが、小規模・零細鉱業における金採掘業関連では、2017年12月までに、エネルギー鉱山省、環境省、保健省、経済財政省、国税庁及び首相府が、零細及び小規模鉱業のための行動計画案を作成すること、2017年12月以降、水銀の使用、販売、流通、貯蔵が禁止されることになっている。

以上の水銀規制のほかに、現政権は、2016年10月、違法鉱業を組織犯罪対策法（法律第30077号）の対象と位置付けることで、国家捜査における盗聴や検閲等の手法の適用を可能とする行政立法第1244号を公布した。

4. 所感

採鉱段階での環境評価に関する規制緩和に関しては、これまでも、DIAやEIA-sd申請後1年以上も待たされる場合があるなど、評判が悪かっただけに、承認期間明示（実は旧令でも承認期限規程はあったがほとんど守られていなかった）やカテゴリーの緩和は評価できる。ただ、エネルギー鉱山省からの環境影響評価の認可が得られたあとも、ボーリングに必要な水の利用に関して

は農業省管轄の許可が必要であり、さらなる行政手続きの削減が求められるところである。

最低生産不履行時の罰金規定について、10年間の探鉱期間経過後の鉱区維持料が数十倍になることに対し、投資の継続の観点から持続不可能であるとの議論があり、今回の緩和措置は一定の前進と評価できる。ただし、探鉱活動の開始に必要な住民合意形成に時間がかかるようになっており、10年間の探鉱期間が現状において適切なのか、さらなる検討が必要と考えられる。

環境基準、特に大気環境基準の緩和は、La Oroya 製精錬所の存続問題を契機にクローズアップされた。SO₂の日平均基準に関して、ペルーにおける現行の20 μ g/m³は世界保健機関（WHO）が理想値として示す値だが、実際の排出許容量として適用している国は他に存在しない。ペルーにおける環境基準制定は国会における審議を経ることなく、環境省内手続きのみで制定できることも問題の一因ではないかと考えられる。

探鉱活動中の付加価値税の払戻制度も、有用な制度ではあるものの、実際の運用面においては、還付対象となるのかならないのか、不透明な部分が多い。行政手続きの簡素化の観点から改善が求められる。

社会争議対策として提案された事前社会投資基金（FAS）については、まだ実体がどのようなものになるかわからないが、新政権がプロジェクトエリアでの争議対策を意識し、積極的に関与しようとしているものとして、一定の評価はできる。ただし、運用面においては、初期段階の探鉱案件や、既に Canon 税の還付を受けている地域は対象とならないなど、実施が限定的になる可能性もあり、今後の推移を見守る必要がある。

違法・インフォーマル鉱業対策について、違法鉱業に対しては、浚渫船の破壊などのハードな実力行使のほかに、水銀規制を通じたソフトな締め付けツールを通じて、その撲滅を志向している一方、インフォーマル鉱業に対しては、合法化プロセスの簡素化や、鉱区付与などで優先権を与えるなど、より合法化インセンティブを強化した対応策をとっているようにみえる。しかしながら、納税の義務を負いたくないインフォーマル鉱業事業者がそもそも合法化を志向するか疑問であり、むしろ規制を強化し、生産物を購入している違法買取業者を含めて、インフォーマル鉱業事業者を排除してゆくのが鉱業先進国として本来あるべき姿なのではなかろうか。

おことわり:本レポートの内容は、必ずしも独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構としての見解を示すものではありません。正確な情報をお届けするよう最大限の努力を行っておりますが、本レポートの内容に誤りのある可能性もあります。本レポートに基づきとられた行動の帰結につき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及びレポート執筆者は何らの責めを負いかねます。なお、本資料の図表類等を引用等する場合には、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構資料からの引用であることを明示していただきますようお願い申し上げます。

表 1. 鉱業探査活動のための環境保護規制の 카테고리一変更案

	2017年5月案	大統領令 020-2008-EM(2008年)	大統領令 014-2007-EM(2007年)	大統領令 038-98-EM(1998年)
旧カテゴリ「地質調査」の範囲	第 17 条 「探鉱前調査活動」に名称変更。 地質調査、試錐座の設置場所の下見等、環境に特段の影響を与えない活動は、年次報告書における申告のみ。	第 19 条(地質調査) 「カテゴリ A」から「地質調査」に名称変更。 トレンチ調査は対象外。 地域住民の権利尊重、周辺地域の社会経済文化への負の影響や混乱を回避又は最小限にする為の対策を講じること。	同右	第 4 条(カテゴリ A) 地質調査、物理探査、地形図作成、小規模のサンプル採取、探査機材は土地表面を傷つけることなく手で持ち運び可能なものを利用。本カテゴリにエネルギー鉱山省の許可必要なし。
旧カテゴリ I の範囲	第 48 条/Anexo 1 「低環境リスクプロジェクト」に名称変更。 試錐座 20ヶ所まで。 機材設置やアクセス道建設等を含めた総影響エリア 10 ha未滿。 試錐リグは同時に 4 台まで稼働可能。 以下は例外:水源や湿地帯から 50m 内、水路・井戸・泉から 50m 内、冬季の積雪・氷河の最大範囲から 500m 内、保護森林や原生林から 100m 内	第 20 条-1(カテゴリ I) 「カテゴリ B」→「カテゴリ I」に名称変更。	探鉱坑道は 50m まで。	第 4 条(カテゴリ B) 廃棄物が発生し処理が必要な場合。ボーリング数 20 本以内、機材設置やアクセス道建設等を含める総合活動エリアは 10 haまで。
	第 16 条/Anexo 1「カテゴリ I」 試錐座 40ヶ所まで。 機材設置やアクセス道建設等を含めた総影響エリア 10 ha未滿。 探鉱坑道延長 100m 未滿(ただし脆弱な生態系保護エリア、雨季における水域や泉等の付近に位置しないこと)。			
旧カテゴリ II の範囲	第 16 条/Anexo 1「カテゴリ II」 カテゴリ I を超える規模や下記における活動。 ・自然保護区、緩衝地帯、州政府保護区 ・放射性鉱物の探鉱エリア ・政府機関による特別保護エリア ・冬季の積雪・氷河の最大範囲から 150~500m 内	第 20 条-2(カテゴリ II) 「カテゴリ C」→「カテゴリ II」に名称変更。	同右	第 4 条(カテゴリ C) ボーリング数 21 本以上、活動エリア 10 ha以上、探鉱坑道全長 50m 以上。

表 2. 旧カテゴリ I の手続き変更案

	2017年5月案	大統領令 020-2008-EM(2008年)	大統領令 014-2007-EM(2007年)	大統領令 038-98-EM(1998年)
旧カテゴリ I の手続き	<p>第 48 条「低環境リスクプロジェクト」 DIA 申請受理後 10 日以内に審査承認を行う。 TOR 履行審査の結果報告に基づき、承認または却下を決定（申請者に対する不備事項の指摘や補完情報の要求等は行われない）。 却下の場合、訂正した DIA を再度申請することができる。</p> <p>第 40～47 条「カテゴリ I」 オンライン環境評価システム (SEAL) を通じて環境影響申告書 (DIA) を提出（申請者は事前に DGAAM と打ち合わせ可能）。 DIA 内容に不備がある場合当局は 5 日以内に申請者に通知し、申請者は 5 日以内に訂正する。 DGAAM は 3 日以内に内容を確認し、適切な修正が行われれば審査開始。 審査は、開始日から 60 日後を期限として実施される（審査評価 30 日、申請者による修正 18 日、承認決議公布 12 日）。 DGAAM は DIA 受理後 3 日以内に関係省庁機関に対し DIA を送付し、意見指摘を求める。 これら省庁機関は 20 日以内に回答する。 DGAAM は全ての機関からの回答受領後 30 日以内（原文ママ）に DIA への指摘をまとめた報告書を公表する。 申請者は 10 日以内に SEAL 経由で回答する（5 日間延長可能）。 申請者からの回答受理後 5 日以内に、関係省庁機関は最終意見を公表する。 この後 3 日以内に DGAAM は最終報告書を作成する。この際必要な補完情報を申請者は 5 日以内に提出する。 DGAAM は提出された DIA の承認または却下の決議を公布する（ANA、SERNAMP、SERFOR との合意が必要）。</p>	<p>第 30 条 エネルギー鉱山省鉱業環境総局(DGAAM)に対して環境影響申告書(DIA)を提出。 DIA は、エネルギー鉱山省手続規則(TUPA)に沿って作成されていること、法律第 29060 号に示される宣誓申告書を添付することで、以下の例外を除き自動承認される(第 22 条 22.5 項)。 <自動承認対象外のケース> ・ウラン対象の探鉱。 ・自然保護地域或いは自然保護地域に隣接する地区/湿地帯、水路、井戸等の 50m 以内。 ・氷河内或いは氷河から 100m 以内。 ・原生林或いは保護森林地区。 ・休廃止鉱山鉱害の存在する地区或いはカテゴリ I の許容範囲を超える探鉱作業実施後作業跡が未修復の地区。 以上の場合、DGAAM は DIA の提出後最大で 45 日以内に承認或いは否認の回答を行う。</p>	<p>第 5 条 エネルギー鉱山省鉱業環境総局(DGAAM)に対して DJ を提出。提出後、当局は 5 日以内に環境両立証明書(Certificado de Viabilidad Ambiental)を付与する。</p>	<p>第 5 条 エネルギー鉱山省鉱業総局(DGM)に対して宣誓申告書(DJ、Declaracion Juarada)を提出。提出後 20 日以内に当局から DJ の内容に関する問題点指摘等の応答の場合は承認とみなす。</p>
旧カテゴリ I の書類内容	<p>第 28 条 DIA は鉱業権者又は SENACE 認定のコンサルタントが作成できる。 第 39 条 DIA 内容は、環境影響評価システム法(法律第 27446 号)に基づき、MEM が承認する TOR に従って作成する(TOR は新規則公布後 30 日以内に承認される予定)。</p>	<p>第 21 条 DIA は鉱業権者又は専門のコンサルタントが作成できる。 第 29 条 DIA 記述内容は、鉱山省決議 167-2008-MEM/DM に基づき、下記のとおりとする。 ・プロジェクト概要 ・経緯 ・市民参加 ・プロジェクト地域詳細 ・探鉱活動詳細 ・探鉱による影響 ・環境保護対策 ・探鉱終了段階</p>	<p>第 4 条(追加部分) ・鉱区、探鉱エリア、アクセス道、ボーリング予定地、トレンチ調査予定地、探鉱による影響を受ける地域、集落、自然保護区、農地などを明記した UTM 座標入り地図(プロジェクト位置の特定が容易な縮図)。 ・近隣集落からの距離・アクセスルート一覧表。 ・周辺地域との関係樹立プラン。</p>	<p>・企業情報(企業名、住所他)。 ・探鉱エリア情報(行政地区名、UTM 座標内位置など)。 ・探鉱活動日程計画表。 ・探鉱活動における環境保護対策。 ・環境修復プラン。</p>

表 3. 旧カテゴリ II の手続き変更案

	2017 年 5 月案	大統領令 020-2008-EM(2008 年)	大統領令 014-2007-EM(2007 年)	大統領令 038-98-EM(1998 年)
旧カテゴリ II の手続き	<p>第 50~57 条</p> <p>オンライン環境評価システム(SEAL)を通じて環境影響概要調査(EIA-sd)を提出(申請者は EIA-sd 提出に先立ち DGAAM や専門家と打ち合わせ可能)。 EIA-sd 内容に不備のある場合、当局は 5 日以内に申請者にその旨通達する。 適切な訂正が行われた場合、審査開始。 EIA-sd 審査は、審査開始日から 90 日を期限として実施され、その内訳は審査評価 40 日、申請者による内容訂正 30 日、承認決議公布 20 日。 DGAAM は EIA-sd 受理 3 日以内に関係省庁機関に対し EIA-sd を送付し、意見指摘を求める。 これら機関は 30 日以内に回答の義務を負う。 DGAAM は上記機関からのすべての回答受領後 3 日以内に EIA-sd に対する指摘をまとめた報告書を公表する。 申請者は 10 日以内に回答する(この期間はさらに 10 日間延長可能)。 申請者からの回答書受理後 10 日以内に、上記機関は最終意見を発表する。 前項期限日から 3 日以内までに DGAAM は EIA-sd に対する最終報告書を作成する。 その際必要となりうる補完情報を、申請者は 5 日以内に提出する。 前項の期限終了後、DGAAM は EIA-sd の承認または却下を決定する決議を交付する(DGAAM は、ANA、SERNANP、SERFOR からの賛同が無い限り、承認・却下決議を交付することはできない)。</p>	<p>第 35 条</p> <p>エネルギー鉱山省鉱業環境総局(DGAAM)に対して環境影響概要調査(EIAsd、Evaluacion de Impacto Ambiental Semi Detallado)を提出。当局は EIAsd 公表により一般市民からの意見受付を行う。EIAsd 内容に不備のある場合当局は 20 日以内に申請者にその旨通達する。申請者は 15 日以内に訂正を行う。当局は承認或いは否認を書面通達。訂正済み EIAsd が不十分な場合、当局は訂正済み書類受領後 5 日以内に申請者に対して補足資料の提出を求める場合がある。補足資料は 10 日以内に提出されなければならない。補足資料が不十分な場合は申請は否認され、十分な場合は承認の旨が書面通達される。承認或いは否認の書面回答は EIAsd の当局への最初の提出後から 55 日以内に行われる。期限内に回答の無い場合は自動承認とはならず、申請者に次の行動をとる権利が発生する。申請者は申請が否認されたときのみ鉱業審議会(官民の有識者 5 名からなる独立機関)に再申請することができる。鉱業審議会は 30 日以内に審議し、結論を出さなければならない。30 日を過ぎると自動承認となる。なお、引き続き当局からの回答を待つこともできる(当局は、申請者が鉱業審議会に再申請しない場合、審査を継続し、結論を出す義務がある)。</p>	<p>第 6 条</p> <p>エネルギー鉱山省鉱業環境総局(DGAAM)に対し EA を提出し承認を受ける必要がある。当局は EA 受領後 5 日以内に EA を一般公開し、20 日間意見受付を行う。EA の内容に問題点がなければ意見受付期間終了後 10 日以内に承認の旨を書面で通達する。EA 内容に問題のある場合、当局はその旨を通達する。申請者は通達受領後 15 日以内に EA を訂正しなければならない。訂正済み EA を受領後、当局は 10 日以内に承認或いは否認を書面で通達する。10 日以内に当局からの通達が無い場合は承認とみなす(Silencio Administrativo Positivo)。</p>	<p>第 6 条</p> <p>エネルギー鉱山省鉱業総局(DGM)に対して環境調査書(EA、Evaluacion Ambiental)を提出。当局は EA 受領後、要約版を官報、地元新聞社等を通じて一般公開し、25 日間意見を受け付ける。意見受付期間終了後 15 日以内に当局から問題点指摘等の応答が無い場合は自動承認とする。</p>
旧カテゴリ II の書類内容	<p>第 28 条</p> <p>EIA-sd は鉱業権者又は SENACE 認定のコンサルタントが作成しなければならない。</p> <p>第 49 条</p> <p>EIA-sd 内容は、環境影響評価システム法(法律第 27446 号)に基づき、MEM が承認する TOR に従って作成する(TOR は新規則公布後 30 日以内に承認される予定)。</p>	<p>第 21 条</p> <p>EIA-sd は、鉱業権者又は専門のコンサルタントが作成できる。</p> <p>第 34 条</p> <p>EIA-sd には、法律第 27446 号第 9 条及びエネルギー鉱山省決議の指示するカテゴリ II 記載事項を記入しなければならない。</p> <p>EIA-sd 記述内容は、鉱山省決議 167-2008-MEM/DM に基づき、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト概要 ・経緯 ・市民参加 ・プロジェクト地域詳細 ・探鉱活動詳細 ・探鉱による影響 ・環境保護対策 ・探鉱終了段階 	<p>変更は無いがより細かな情報を記載。</p>	<p>I. 概要。</p> <p>II. 活動の法的根拠など。</p> <p>III. 探鉱の目的、活動日程。</p> <p>IV. プロジェクト地域詳細情報。</p> <p>V. 活動内容詳細(技術的説明等)。</p> <p>VI. 予測される影響。</p> <p>VII. 環境保護対策。</p> <p>VIII. 原状回復プラン。</p>

表 4. 最低生産不履行時の罰金規定の推移

	行政立法第 1320 号(2017 年 1 月)	行政立法第 1054 号(2008 年 6 月)	行政立法第 1010 号(2008 年 5 月)	法律第 27341 号(2000 年 8 月)
第 38 条: 生産開始期限	同右	鉱業権を取得した翌年から起算して 10 年目満了時までには生産を行わなければならない。	鉱業権を取得した年から起算して 7 年目満了時までには生産を行わなければならない。	鉱業権を取得した年から起算して 6 年目満了時までには生産を行わなければならない。
第 38 条: 年間最低生産量	同右	同右	金属の場合、鉱区 1 haにつき 1UIT (当時 3,500 ソーレス)、非金属の場合、0.1UIT。	金属の場合、鉱区 1 haにつき年間 100US\$相当、非金属の場合、年間 50US\$相当の国内通貨。
第 38 条: 年間最低生産量 (小規模鉱業)	同右	同右	金属の場合、鉱区 1 haにつき 0.1UIT、非金属の場合、0.05UIT。	金属・非金属にかかわらず、鉱区 1 haにつき年間 50US\$。
第 38 条: 年間最低生産量 (零細鉱業)	同右	同右	金属・非金属にかかわらず、鉱区 1 haにつき 0.05UIT。	金属・非金属にかかわらず、鉱区 1 haにつき年間 25US\$。
第 40 条: 最低生産不履行時の罰金 (鉱業権維持料への追加)	11~15 年目:年間最低生産量の 2%、 16~20 年目:同 5%、21~30 年目:同 10%、31 年目:鉱業権の失効。	11~15 年目:年間最低生産量の 10% (金属は当時 350 ソーレス/ha/年、非金属は当時 35 ソーレス/ha/年)、16 年目:鉱業権の失効。	8~12 年目:年間最低生産量の 10% (金属は当時 350 ソーレス/ha/年、非金属は当時 35 ソーレス/ha/年)、13 年目:鉱業権の失効。	7~11 年目:6US\$/ha/年(小規模は 1、零細は 0.5)、12 年目以降: 20US\$/ha/年(小規模は 5、零細は 3)。
第 41 条: 鉱業権失効の制限	鉱業権者は、その投資額が、1 鉱区あたりに支払う年間及びhaあたりの罰金額の 10 倍以上場合、罰金の支払は該当しない。	不可抗力或いは鉱業権者の責任によることのない理由で最低生産が不履行であることが、政府機関によって証明された場合、鉱業権の失効期限を最大 5 年間延長できる。 鉱業権者が、罰金の支払に加えて、罰金の 10 倍以上の探鉱投資を証明できる場合、鉱業権は失効しない。 鉱業権を取得した翌年から起算して 20 年目満了時までには最低生産を履行できない場合、鉱業権は失効する。	不可抗力によって最低生産が不履行であることを証明できる場合、鉱業権は失効しない。	当該条文無し
第 59 条: 滞納等による鉱業権失効	同右	同右	2 年連続で利権料または罰金を滞納した場合、鉱業権は失効する。 最低生産量が 2 年間不履行の場合、鉱業権は失効する。	2 年連続で利権料または罰金を滞納した場合、鉱業権は失効する。

注) UIT (課税単位) : 2017 年 1 月より 1UIT=4,050 ソーレス (約 1,220 ドル) : 大統領令 353-2016-EF (2016 年 12 月 22 日公布)